

7. ビジョン別の取り組み

ビジョン1 都市の発展と持続を支えるみちづくり

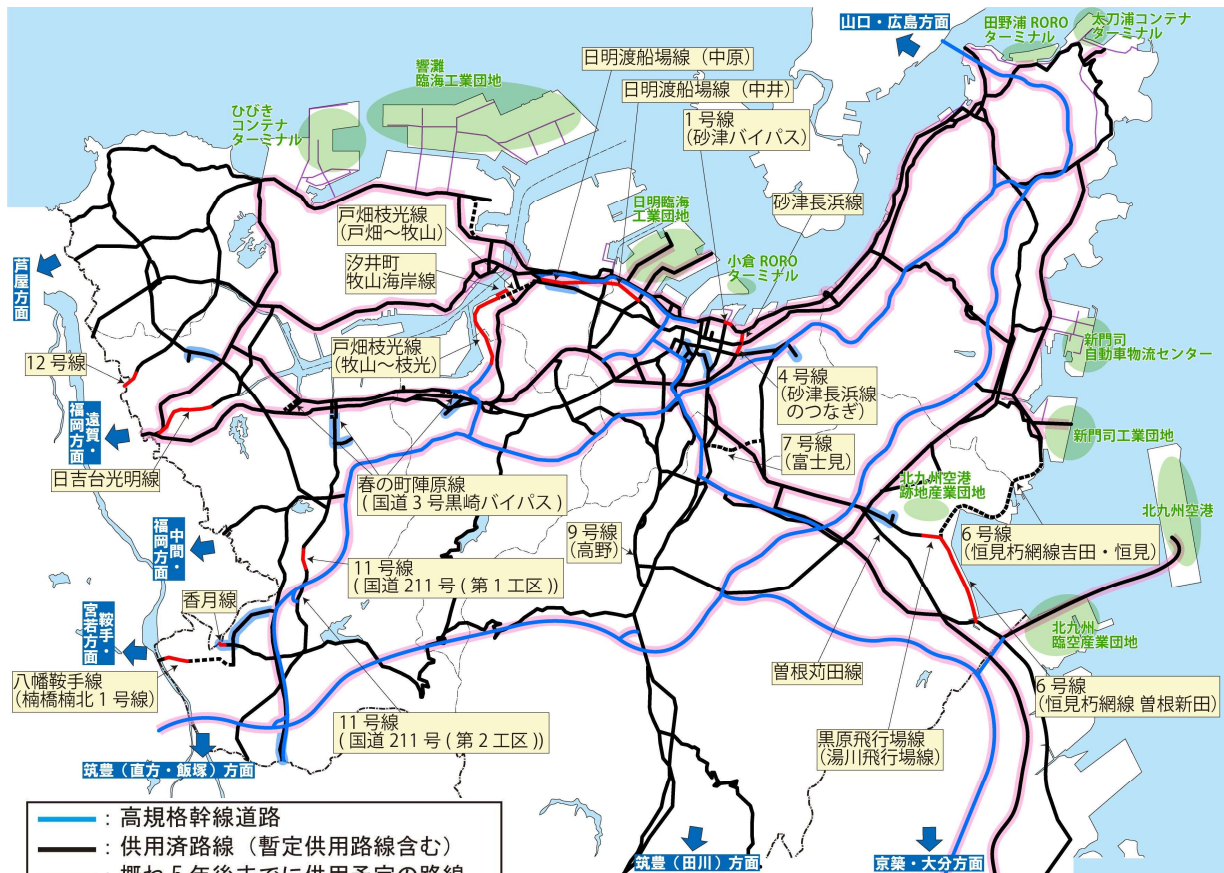
【みちづくりの方向性】

- ①都市の発展や企業の物流振興を支え、国際競争力のある物流拠点都市の形成を図ります。
- ②空港や港湾等の物流拠点や各都市間のアクセスを強化し、平常時・災害時を問わない安定的な物流・人流を確保・活性化するため、広域道路ネットワークの整備を進めます。
- ③小倉都心や黒崎副都心等のまちなかに活力を与える市街地の道路整備を進めます。

主な施策 1-1

都市の強靱化に資する重要物流道路をはじめとした、物流・人流を支える広域道路ネットワークの構築

本市では、本州と九州の結節点に位置し、本州および九州の各方面に伸びる高速道路網が発達しています。また、瀬戸内海と日本海に面した東西2つのコンテナターミナルのほか、フェリー、RORO船、在来船に対応する北九州港や24時間運用可能な北九州空港等、陸・海・空の交通・物流インフラが充実しています。こうした交通・物流拠点間を結ぶとともに、本州から九州各地域間の広域連携、産業活動の安定的な確保・活性化を図るための道路整備を進めます。



▲広域道路ネットワーク図



▲国道3号黒崎バイパス
(春の町ランプ整備箇所)



▲戸畑枝光線イメージCG
(枝光出入口付近)

～主な整備箇所～

国道3号黒崎バイパス、戸畑枝光線、6号線（恒見朽網線）、9号線（高野）、11号線（国道211号）、12号線、砂津長浜線（4号線含む）、八幡鞍手線（楠橋楠北1号線）等

主な施策1-2

都心や副都心等に活力を与える市街地の道路整備

都心・副都心等の中心市街地において、地域の活性化やまちの発展・魅力・回遊性を向上させるため、市街地内の歩道や車道を拡幅する整備を進めます。



▲[小倉都心地区]砂津長浜線【整備中】



▲[黒崎副都心地区]黒崎駅南北自由通路【整備済】

～主な整備箇所～

【小倉都心地区】砂津長浜線、砂津鍛冶町線
【黒崎副都心地区】城山西線、中央町穴生線
【折尾駅周辺地区】日吉台光明線、折尾青葉台線、折尾中間線、折尾東西線 等

◆効果指標

		実績(現況) (H30年度末)	目標値 (概ね5年後)
施策1-1	広域道路ネットワークの供用率	95%	97%

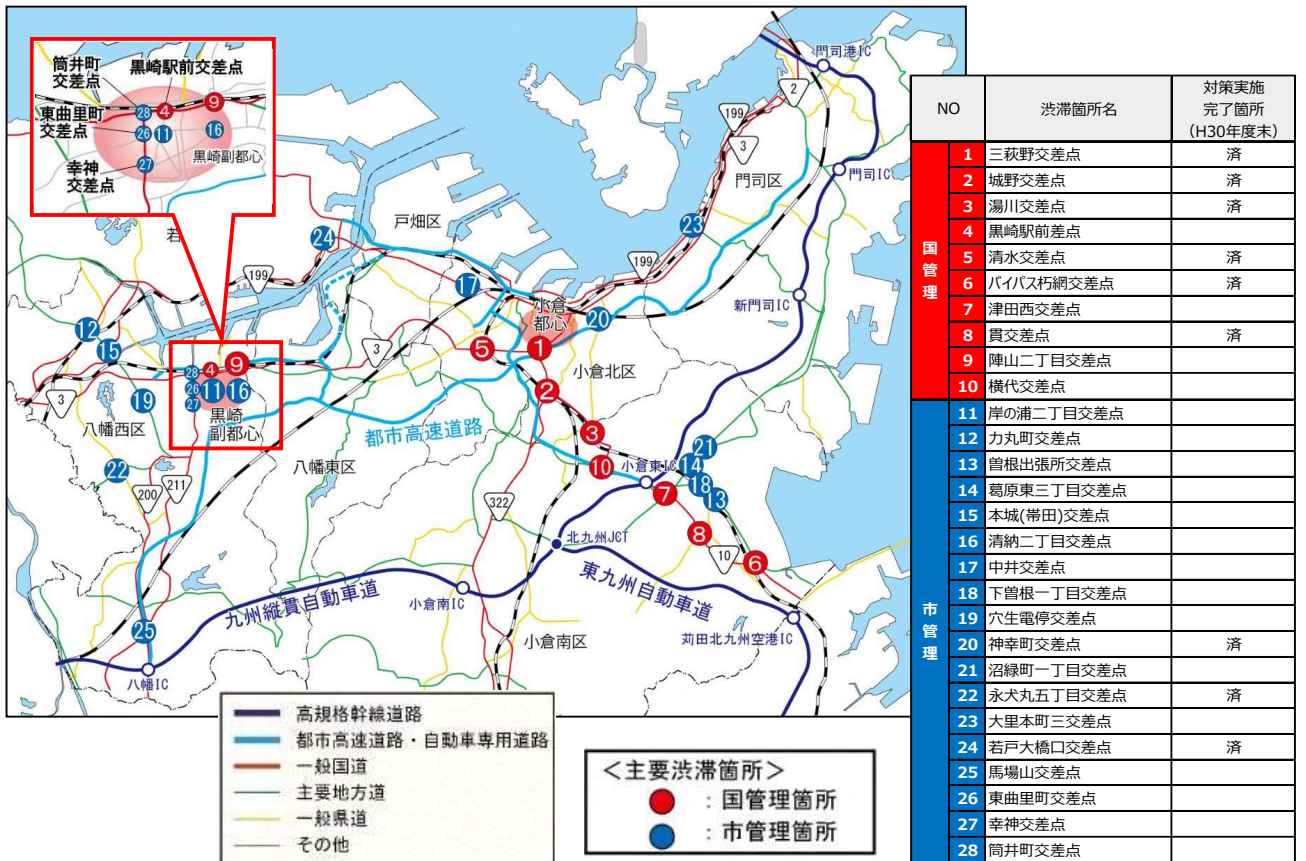
【みちづくりの方向性】
 ④市内の主要渋滞箇所を改善し、交通の円滑化を図ります。

主な施策 1-3

交差点における渋滞対策

○主要渋滞箇所における渋滞対策

平成25年1月に、福岡県交通渋滞対策協議会が市内28箇所（市管理：18箇所、国管理：10箇所）を主要渋滞箇所として指定しています。これまで交通管理者と協働して対策に取り組んでおり、引き続き、渋滞箇所の改善に向けた対策を進めます。



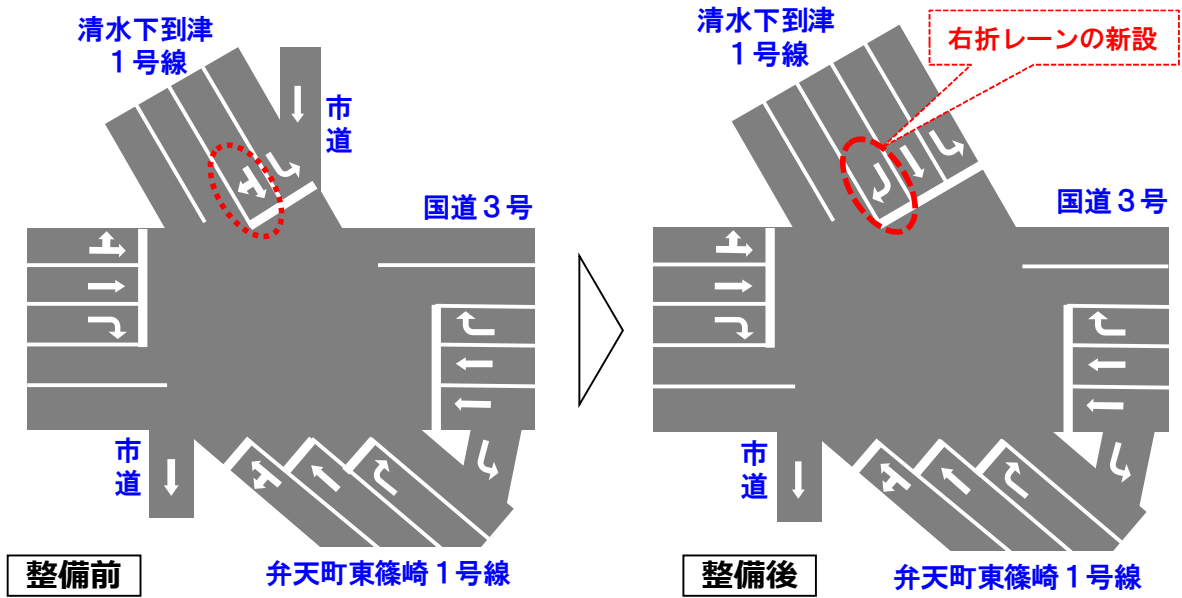
▲ 北九州市内の主要渋滞箇所

資料：地域の主要渋滞箇所

○その他の交差点における渋滞対策

主要渋滞箇所以外の交差点においても、特に、右折車線が無い交差点では、右折待ち車両を先頭とした渋滞や右折待ち車両を無理に追い越そうとした際の接触事故等が発生しています。そのため、右折車線の設置等を行い、渋滞緩和や事故抑制を図るための対策を進めます。

【 渋滞対策の事例 】



▲清水交差点の整備前・整備後の状況

◆効果指標

		実績(現況) (H30年度末)	目標値 (概ね5年後)
施策1-3	主要渋滞箇所における渋滞対策の実施済箇所数 (対象：市管理18箇所)	3箇所	6箇所

7. ビジョン別の取り組み

ビジョン2

安全・安心で住みよいまちを支えるみちづくり

【みちづくりの方向性】

①誰もが安全・安心に通行できるみちづくりを進めます。

主な施策2-1

道路のバリアフリー化

○主要駅周辺のバリアフリー化

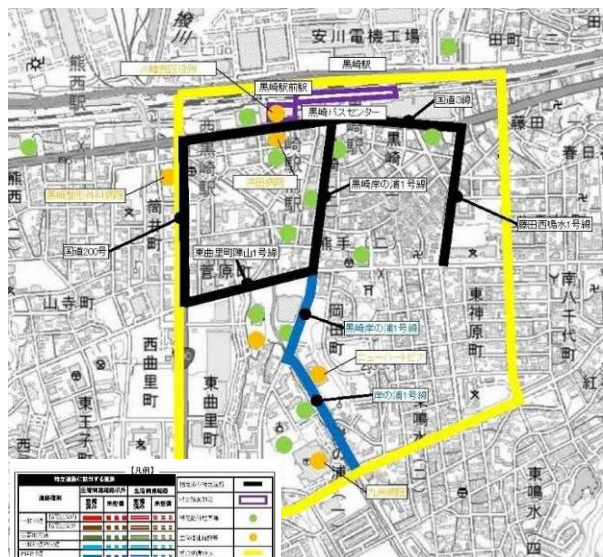
JR小倉駅・黒崎駅等の主要鉄道・モノレール駅周辺で、駅と福祉施設を結ぶ道路等の多数の高齢者や障害者等の利用が見込まれる特定道路*等について、駅のバリアフリー化にあわせて、歩道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置等に取り組みます。



▲JR等主要駅周辺地区



▲安部山公園駅バリアフリー化（南側広場）



▲特定道路（八幡西区）

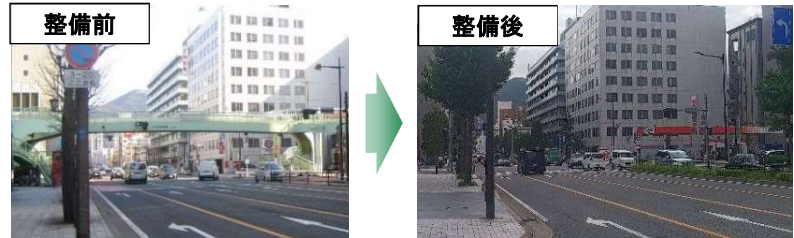
○歩道等のバリアフリー化

歩道が未整備の通学路や生活道路等において、歩行者が安全で安心して移動できる歩行空間の整備を進めます（既設道路の歩道の新設、拡幅、バリアフリー化、歩行者の安全に配慮した横断防止柵等の設置等）。

さらに、歩道橋撤去によるバリアフリー化等についても、利用者によるニーズ等を踏まえて検討していきます。



▲歩道のバリアフリー化（一枝21号線）



▲歩道橋撤去（小文字歩道橋）

主な施策2-2

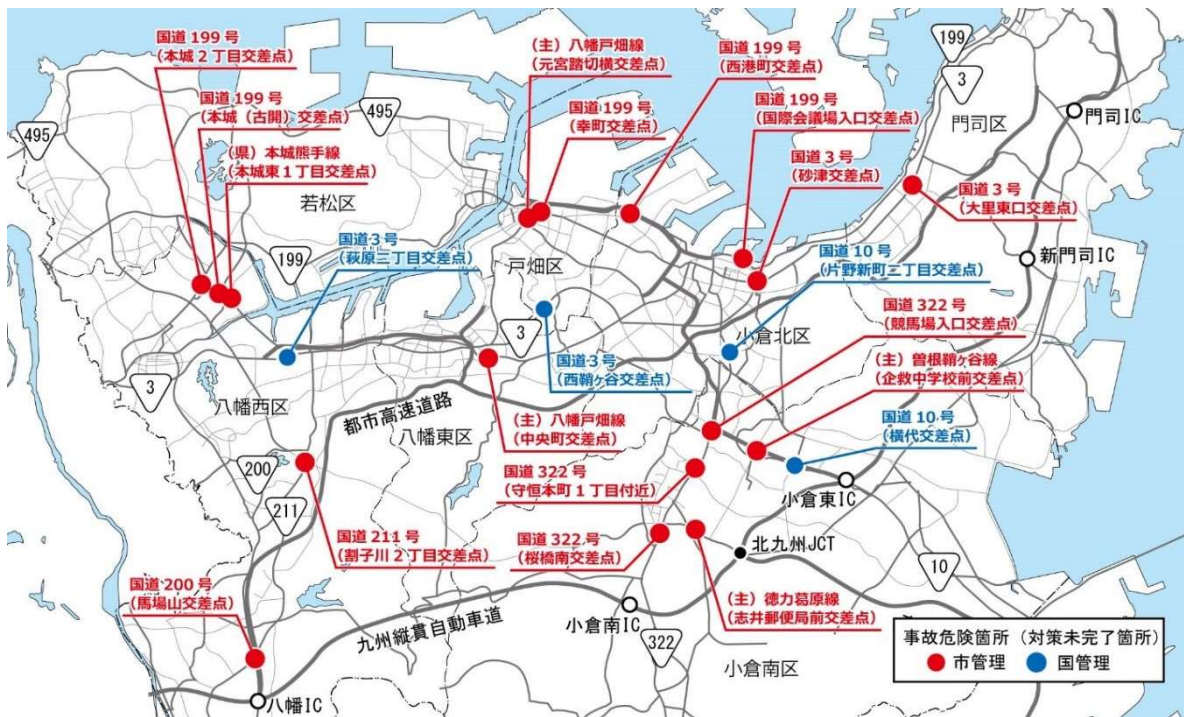
事故危険箇所の事故防止対策

死傷事故が多発している箇所を国土交通省と警察庁が「事故危険箇所」として指定しています。

幹線道路で交通事故が多い箇所や事故の危険性が高い箇所に対して、公安委員会と道路管理者が連携して、路面表示、区画線、減速マーク等の事故防止につながる整備を進めます。

計画	策定年月	国管理	市管理	計
第1次	H15.7	31	16	47
第2次	H21.5	4	17	21
第3次	H25.7	13	20	33
第4次	H29.1	7	17	24
計		55	70	125

▲事故危険箇所の指定状況（平成30年度末）



▲事故危険箇所（対策未完了箇所）（平成30年度末）